政令

人事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第三百二十二号

人事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

人事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

法務大臣　山下　貴司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第三百二十三号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第五条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（通行障害建築物の要件）

第四条　法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ　当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合　六メートル

ロ　当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合　当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二　その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

附　則

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十一月三十日

政令第三百二十四号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第五十二号を第五十三号とし、第四十号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十　千円の貨幣のうち平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行するもの

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉